

# 掃水住民自治協議会

## 設立総会 要項



日時 2021年4月18日（日） 10時30分～

場所 掃水小学校 体育館

## 掃水住民自治協議会 設立総会 次第

1. あいさつ 掃水住民自治協議会設立準備委員長

2. 議長・副議長選出及びあいさつ

3. 議事録署名者、資格審査委員、書記の任命

4. 議 事

第1号議案 掃水住民自治協議会 会則  の承認について

第2号議案 掃水住民自治協議会 役員  の承認について

新役員の紹介

第3号議案 令和3年度 掃水住民自治協議会 事業計画  について

令和3年度 掃水住民自治協議会 予算  について

5. 議長並びに書記の解任

6. 新代議員紹介

7. 新部会長紹介

8. あいさつ 掃水住民自治協議会 会長

閉会の辞

## あいさつ 会議立会 全総討論会自民主水辺

掃水住民自治協議会設立準備委員長  
間瀬善樹

平成 18 年(2006 年)に「地域のことは地域で」という地域マネジメントの考え方を積極的に取り入れ、地域の活性化を図るため、掃水まちづくり協議会は発足しました。

平成 24 年には松阪市内全 43 地区に住民協議会(まちづくり協議会)が設立されました。

また、平成 28 年には松阪市住民協議会条例が市議会で可決されました。その付帯決議に対し、平成 28 年より松阪市は住民自治のあり方を検討し、令和 2 年 10 月に「松阪市住民自治協議会の設立に伴う協議事項」の最終報告が出されました。松阪市全域で令和 3 年 4 月より 43 の住民自治協議会が発足することになりました。

具体的には自治会、まちづくり協議会、公民館、市民センターが一体となり、松阪市地域づくり組織条例にある「…地域の住民等が身近な課題を自主的に解決し、地域の特性を生かして自律的に地域づくりを行うため…」を目的とする組織であります。

掃水地区でも昨年 12 月より新組織設立に向けた準備に着手し精力的に検討し、皆様方のご意見も伺い、この度の設立総会を開催する運びとなりました。

新しく発足する掃水住民自治協議会に多くの住民が積極的にたずさわり、身近な課題を自主的に解決し、人と人がつながって共に支えあい、住みよいまちを創り上げて行こうではありませんか。

# 第1号議案 捃水住民自治協議会会則

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本会は、捺水住民自治協議会（以下「協議会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 協議会は、区域における住民等が身近な課題を自主的に解決し、人と人  
とがつながって共に支えあい、住みよい地域づくりを進める目的を目的  
とする。

2 住民はその目的を達成するために積極的に参加するものとする。

### (区域)

第3条 協議会の区域は、山添町、安楽町、山下町、伊賀町、みどり苑、豊原  
町、櫛田町、清水町、菅生町の範囲（以下「捺水地区」という。）とする。

### (事務所)

第4条 協議会の事務所は、松阪市豊原町1118-1番地 櫛田地区市民センター  
に置く。

### (事業)

第5条 協議会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地域づくりに関する基本協定書に関する業務
- (2) 防災、防犯、交通安全等に関する事業
- (3) 福祉、健康づくり等に関する事業
- (4) 環境美化、環境保全等に関する事業
- (5) 住環境整備に関する事業
- (6) 歴史、文化、伝統継承等に関する事業
- (7) 産業振興等に関する事業
- (8) 生涯学習など公民館活動に関する事業
- (9) 地区住民の交流又は連帯に関する事業
- (10) 地区の団体育成に関する事業
- (11) 地域計画の策定に関する事業
- (12) その他地域づくりに関する事業

### (構成)

第6条 協議会の構成員は、捺水地区に居住する住民及び捺水地区で活動する  
自治会をはじめ各種団体等とする。

#### (組 織)

第7条 協議会は、総会、運営委員会、役員会及び部会等をもって構成する。

- 2 協議会に事務局を置く。
- 3 協議会に監査を置く。

## 第2章 役員

#### (役員の種別)

第8条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 書記（事務局） 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 2名

#### (役員の決定)

第9条 協議会の役員は、総会に諮り決定する。

- 2 役員は公募とし、応募がない場合は運営委員会で選定する。

#### (役員の職務)

第10条 協議会の役員は、次の職務にあたる。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に不都合が生じた場合はその職務を代行する。
- (3) 書記は、協議会の会務を記録し、事務全般の処理をする。
- (4) 会計は、協議会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。
- (5) 監事は、協議会の会計及び資産の状況を監査する。

#### (役員の任期)

第11条 協議会の役員の任期は、1年とする。

- 2 補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 協議会役員の再任は妨げない。但し最長4年までとする。
- 4 監事の任期は2年とし、再任はしない。

## 第3章 総会

#### (総会の種別)

第12条 総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(総会の構成)

- 第 13 条 総会は、構成員から選出された代議員及び運営委員をもって構成する。
- 2 代議員の定数は 30 名以内とし、代議員の選出については、別に定める。
  - 3 代議員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

(総会の開催)

- 第 14 条 通常総会は年 1 回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
  - (1) 会長が必要と認めた場合
  - (2) 代議員の 2 分の 1 以上の者から目的たる事項を示して請求があったとき
  - (3) 構成員の 10 分の 1 以上の者から目的たる事項を示して請求があったとき

(総会の招集)

- 第 15 条 総会は、会長が招集する。
- 2 会長は、前条第 2 項第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
  - 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の 14 日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の定足数)

- 第 16 条 総会は代議員の 3 分の 2 以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。

(総会の議長)

- 第 17 条 総会の議長及び副議長は代議員会の議長及び副議長がその任にあたる。

(総会の議決)

- 第 18 条 総会の議事は出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(総会の書面決議)

- 第 19 条 会長は、やむを得ない理由により総会を招集することができないと認めるときは、議決を要する事項について、あらかじめ代議員に通知し、代議員が書面により表決する方法によりこれを決することができる。

(総会の審議事項)

- 第 20 条 総会は、次の事項を審議し決定をする。

- (1) 事業計画、予算、決算の決定に関すること。
- (2) 会則の改廃の決定に関すること。

- (3) 地域計画の策定に関すること。
- (4) 役員の決定に関すること。
- (5) その他必要と思われる事項に関すること。

(総会の公開)

第21条 通常総会及び臨時総会は、公開を原則とする。

- 2 構成員は通常総会及び臨時総会を傍聴することができる。その場合、傍聴者は総会における議決権は有しないが、意見等を発言することができる。

第4章 役員会

(役員会の構成)

第22条 役員会は監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の招集と議長)

第23条 役員会は、会長が招集する。

- 2 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の審議事項)

第24条 役員会は、次の事項を審議し決定をする。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 重要事項で、総会を開催できる期間のない緊急を要する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項  
但し、会務の執行については、運営委員会に諮るものとする。

第5章 運営委員会

(運営委員会の構成)

第25条 運営委員会は、役員（監事を除く）、部会長及び運営委員会の長が認める各種団体の代表者で構成する。

- 2 運営委員会の長は、住民自治協議会会長とする。

(運営委員会の招集と議長)

第26条 運営委員会は、運営委員会の長が招集する。

- 2 運営委員会の議長は、運営委員会の長がこれに当たる。

(運営委員会の役割)

第27条 運営委員会は、次の事項を調整及び審議する。

- (1) 各部会の事業計画及び予算に関すること
- (2) 各部会の実績及び決算に関すること
- (3) その他協議会又は部会の運営に関すること

## 第6章 部会

### (部会の構成)

第28条 協議会に、第5条の事業を企画し実施するための部会を置く。また、部会は掃水地区で活動する各種団体等及び構成員より選出された者で構成する。

2 各部会の構成する者の中から各部会の長を選出する。

### (部会の役割)

第29条 部会は、第2条の目的を達成する事業の企画、調整及び執行を担う。

2 部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、次の各号について協議する。

- (1) 各部会の事業計画及び予算に関すること
- (2) 各部会の実績報告及び決算に関すること
- (3) 自治会部会は、基本協定書の第2条第2項に関すること。
- (4) その他部会運営等に関すること

註) 地域づくりに関する基本協定書第2条第2項の内容は

- ①行政からの連絡及び調整業務【配布・回覧・周知】
- ②人選に伴う推薦依頼業務【各種委員の推薦】
- ③地域の状況調査と要望【調査・要望の取りまとめ】
- ④その他【共助（互助）関係】

## 第7章 会計及び監査

### (経 費)

第30条 協議会の経費は、櫛田地区自治会連合会からの助成金、寄附金、市交付金及びその他収入をもって充てる。

### (会計年度)

第31条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (会計帳簿の整備)

第32条 協議会は、会の収入及び支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する。

2 構成員による帳簿の閲覧の請求があったときは、正当な理由がない限り、この閲覧を認めなければならない。

### (監査)

第33条 監事は会計年度終了後、速やかに監査を実施し、その結果を総会にて報告する。

## 第8章 その他

### (役員報酬等)

第34条 協議会は、役員及び部会長に対して報酬等を支給することができる。報酬額等については別に定める。

### (旅費)

#### 第35条 (支給対象と支給額)

住民自治協議会活動に係る旅費は別に定める。

### (表彰)

#### 第36条 (表彰対象者)

地域活動の発展向上に貢献のあった個人又は団体の表彰については、運営委員会の協議を経て会長が決定する。

##### 2 (表彰の時期)

表彰は、総会において行うものとし、表彰状及び記念品を贈る。

### (その他)

第37条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が運営委員会に諮り別に定める。

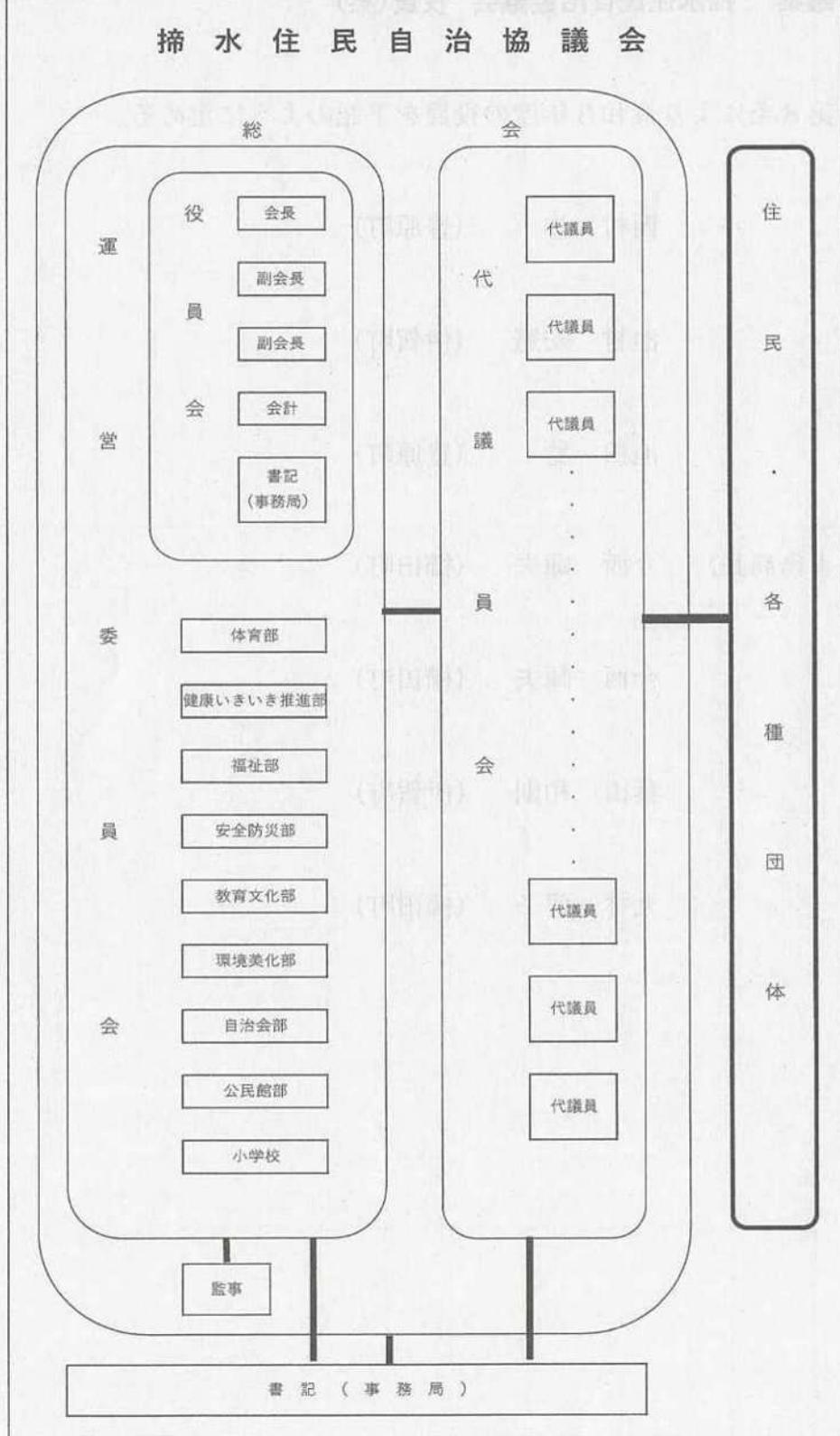
### (規則等の制定と改廃)

第38条 協議会の運営上必要な規則・要綱等の制定・改訂・廃棄は、運営委員会の協議を経て会長が決定する。

## 附 則

この会則は、令和3年4月1日から施行する。

## 掃水住民自治協議会



第2号議案 撫水住民自治協議会 役員

会則 第8条により令和3年度の役員を下記のように定める。

会長 西村 洋 (豊原町)

副会長 池村 安憲 (伊賀町)

副会長 池田 稔 (豊原町)

書記（事務局長） 今西 晖夫 (櫛田町)

会計 今西 晖夫 (櫛田町)

監事 葉山 和則 (伊賀町)

監事 丸林 要子 (櫛田町)

第3号議案 令和3年度 櫛水住民自治協議会 事業計画

令和3年度 櫛水住民自治協議会 予算

令和3年度 櫛水住民自治協議会 事業計画

(1) 地域づくりに関する基本協定書に関する業務	協定書2条2項関係
(2) 防災、防犯、交通安全等に関する事業	防災訓練 AED管理費 防犯灯設置補助 青色パトロール
(3) 福祉、健康づくり等に関する事業	ふれあいウォーキング コロナ対応で歩こう会 いきいきすこやかクラブ 櫛水いきいき健康フェア 健康いきいき講座 健康いきいき茶話 おすすめ体操 給食サービス 長寿を祝う会 友愛訪問
(4) 環境美化、環境保全等に関する事業	櫛田川クリーン作戦
(5) 住環境整備に関する事業	環境問題講習会
(6) 歴史、文化、伝統継承等に関する事業	歴史文化伝統継承
(8) 生涯学習など公民館活動に関する事業	帆をあげよう 生涯学習
(9) 地区住民の交流又は連帯に関する事業	櫛水夏祭り 市民体育祭 三世代友好競技 老人会スポーツ助成 宅老会助成金 芸能まつり 文化祭
(10) 地区の団体育成に関する事業	スポーツ文化奨励事業 福祉研修会 ボランティア研修
(11) 地域計画の策定に関する事業	地域計画改訂
(12) その他地域づくりに関する事業	小中学校交流 草刈十字軍 広報の発行 掲示板設置助成

- ・設立準備に当たっては時間的な制約のため、櫛田地区自治会連合会、櫛田地区公民館の事業を統合出来なかった。次年度に向けてまとめてゆくものとする。
- ・上記計画は運営委員会で詳細を検討したうえで実施に移す。

## 令和3年度 摃水住民自治協議会 予算

### 収入の部

松阪市交付金		2,154,000
櫛田地区自治会連合会補助金		1,000,000
松阪市委託金	草刈十字軍	340,000
福祉関係助成金	社会福祉協議会他	788,000
その他	摃水まちづくり協議会より移行	265,000
合計		4,547,000

### 支出の部

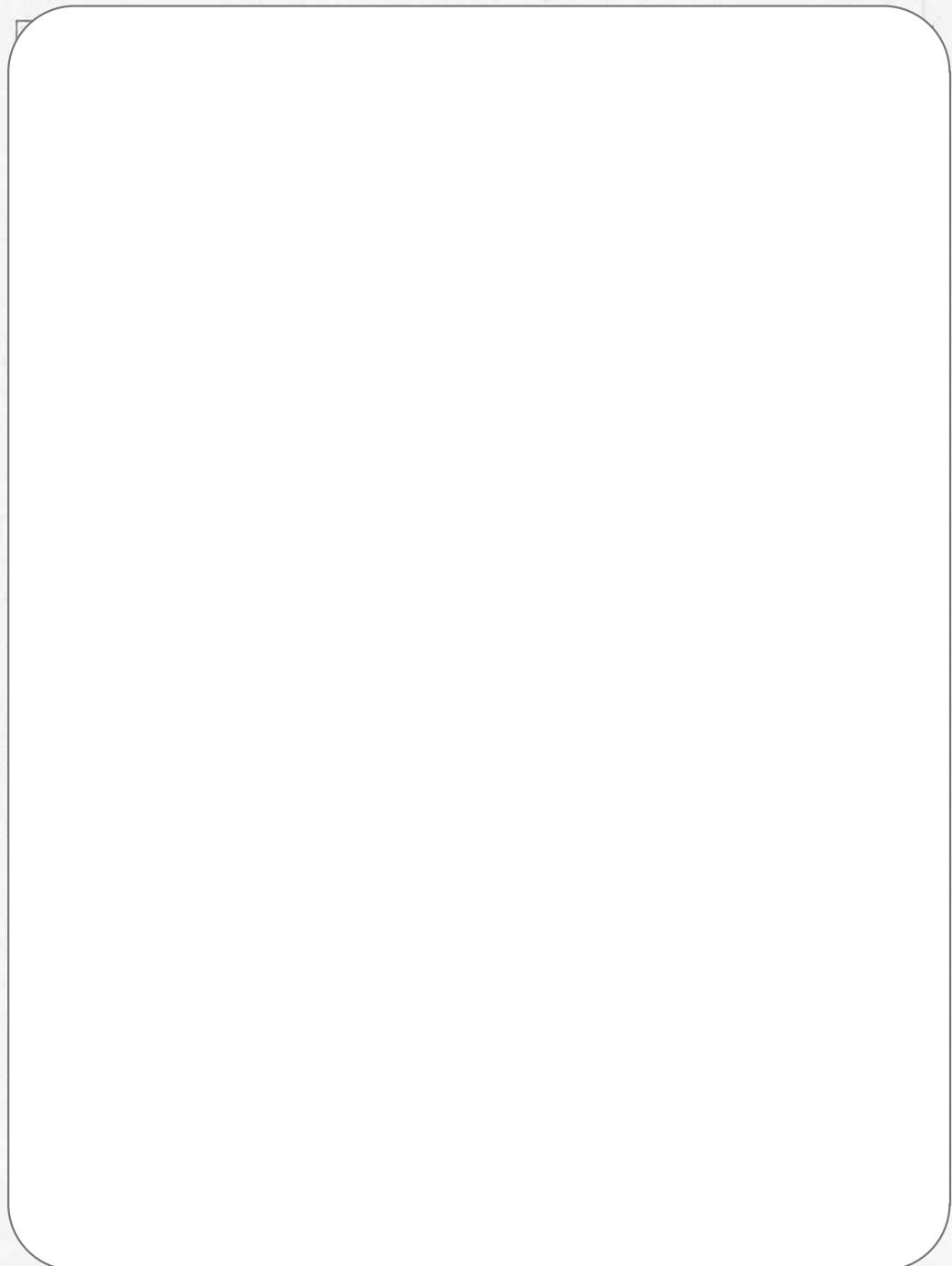
(1) 地域づくりに関する基本協定書に関する業務	協定書2条2項関係	0	0
(2) 防災、防犯、交通安全等に関する事業	防災訓練 AED管理費 防犯灯設置補助 青色パトロール	30,000 134,000 240,000 240,000	644,000
(3) 福祉、健康づくり等に関する事業	ふれあいウォーキング いきいきすこやかクラブ 摃水いきいき健康フェア 健康いきいき講座 健康いきいき茶話 おすすめ体操 コロナ対応で歩こう会 給食サービス 長寿を祝う会 友愛訪問 地域福祉活動	50,000 20,000 30,000 6,000 0 20,000 30,000 234,000 570,000 34,000 40,000	1,034,000
(4) 環境美化、環境保全等に関する事業	櫛田川クリーン作戦	75,000	75,000
(5) 住環境整備に関する事業	環境問題講習会	37,000	37,000
(6) 歴史、文化、伝統継承等に関する事業	歴史文化伝統継承	100,000	100,000
(8) 生涯学習など公民館活動に関する事業	夙をあげよう 生涯学習	20,000 0	20,000
(9) 地区住民の交流又は連帯に関する事業	摃水夏祭り 市民体育祭 三世代友好競技 老人会スポーツ助成 宅老会助成金 芸能まつり 文化祭	326,000 250,000 25,000 20,000 223,000 60,000 35,000	939,000
(10) 地区の団体育成に関する事業	スポーツ文化奨励事業 福祉研修会 ボランティア研修	50,000 30,000 50,000	130,000
(11) 地域計画の策定に関する事業	地域計画改訂	0	0
(12) その他地域づくりに関する事業	小中学校交流 保険料 草刈十字軍 広報の発行 掲示板設置助成 賃金 役員等報酬 コピー機リース 事務消耗品	10,000 20,000 100,000 10,000 20,000 960,000 150,000 78,000 220,000	1,568,000
	合計	4,547,000	4,547,000

・設立準備に当たっては時間的な制約のため、櫛田地区自治会連合会、櫛田地区公民館の予算を統合出来なかった。次年度に向けてまとめてゆくものとする。

・上記予算は運営委員会で詳細を検討したうえで実施に移す。

令和3年度 代議員

議会概要 説明会報告書



### 令和3年度 部会長

会員登録・会員登録

部 会	氏 名
体育部	間瀬 善樹
健康いきいき推進部	中川 俊一
福祉部	西田 清
安全防災部	森坂 博幸
教育文化部	山本 芳敬
環境美化部	松本 保幸
自治会部	河合 勝嘉
公民館部	中川 浩一
小学校	服部 茂樹